第六次鳥羽市総合計画後期基本策定業務　仕様書

（予算上の留意）

　本件業務委託の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和７年度

予算が成立し、予算執行が可能となることを条件とする。

（仕様）

１．委託業務名

第六次鳥羽市総合計画後期基本策定業務

２．委託の目的

第六次鳥羽市総合計画（以下「総合計画」という。）の基本構想で示された将来像「誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現のため、前期基本計画の評価をもとに今後取り組むべき施策を検討し、後期基本計画として取りまとめる。

また、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号。以下同じ。）に定める本市の総合戦略が計画期間満了を迎えるところ、その基礎となる人口ビジョン（平成27年策定）も包含した一体的な計画を策定する。

３．期間

契約日から令和８年３月３１日まで

４．任務

策定業務遂行にあたり、次の任務を負うものとする。

（ア）計画を策定するために、本仕様書に定める業務

（イ）その他、計画策定のために必要な業務

５．予算額

本委託業務の予算額（税込）は１２，００１千円とし、経費見積金額はこの範囲内で提案するものとする。

６．委託業務内容

計画の策定に必要な下記の業務を行うものとする。

（ア）業務実施計画書の作成

業務の実施前に、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、事務局の承認を得て策定業務を行うものとする。なお、業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載する。

（１）業務概要

（２）実施方針

（３）業務工程表

（４）業務組織計画

（５）打合せ計画

（６）成果品の内容、部数

（７）準拠する法令及び関係計画等

（８）連絡体制（緊急時含む）

（９）その他

（イ）後期基本計画策定にかかる支援

第六次鳥羽市総合計画の後期基本計画（※１）を策定するにあたり、将来都市像「誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽」を実現するため、各目標や各計画間の整合性を図りながらそれぞれが有用な計画となるよう、以下（１）（２）のとおり策定支援を行う。

なお、後期基本計画の策定に当たっては、まち・ひと・しごと創生法に定める本市の総合戦略とその基礎となる人口ビジョンを包含して一体的に策定・更新（※２）することとし、各計画の整合が図られるように策定支援を行う。

さらに、実効性のある計画として機能させるため、策定後の進行管理に配慮するとともに、本市の財政計画等との整合を図ったものとするため、必要となる一連の作業を実施することとする。

※１　想定する後期基本計画の体系

　　○　本編

・　序論（計画の概要、鳥羽市の人口・財政・市民意識等の現状と課題）

・　基本計画の構成（施策の体系、まちづくりの目標、目標ごとの基本的方向性、主要な取り組み）

　　　　　　○　行政改革大綱

　　　　　　○　国土強靭化計画

　　　　※２　後期基本計画の序論等に、総合戦略・人口ビジョンを包含する旨とその内容を記載することを想定。

（１）基礎調査

本市の現状等を把握するため、下記①～⑦の項目を実施すること。

なお、調査の実施にあたっては、その手法等を説明するものとし、本必要に応じて予算の範囲内で追加項目を設定することを妨げない。

①　前期基本計画の進捗度の分析

前期基本計画の施策等に関し、課題・問題点の整理・分析等を行うこと。

②　後期基本計画の構成・マネジメント方針

前期基本計画の分析や本市の人口動態・財務状況、市民意識、各種統計情報、各計画とのデマケーションや整合性等を踏まえながら、後期基本計画の構成および評価・見直し方針等について提案すること。

　　　　③　人口推計、市を取り巻く環境変化について

　　　　　　人口推計に基づく将来人口・世帯数の推移や今後予見される社会潮流の変化を踏まえた鳥羽市への影響について検討するための手法について提案すること。

　　　　④　財政分析について

　　　　　　本市の財政分析と将来財政見通しの検討又は、盛り込み方について提案すること。

　　　　⑤　各種データから見た地域特性の検討について

　　　　　　各種統計をもとに本市の地域特性や課題の顕在化について検討するための手法について提案すること。

　　　　⑥　行政改革大綱、国土強靭化地域計画、まち・ひと・しごと創生法に定める総合戦略、人口ビジョンの改定に向けた調査分析業務

　　　　　　後期基本計画に内包する総合戦略・人口ビジョン・行政改革大綱・国土強靭化地域計画について、策定・更新に向けて必要となる調査・分析を行うこと。

　　　　⑦　市民アンケート（市民意識調査）の実施

市民アンケートの設計支援及び分析を行うとともに、データの活用方法について提案すること。

（２）後期基本計画の策定支援

上記（１）の基礎調査等を踏まえて、以下①～③のとおり後期基本計画の策定支援を行うこと。

①　後期基本計画の素案作成・作成手法の提案

後期基本計画の構成や骨格の構築に関する手法について提案し、後期基本計画の素案を作成すること。手法の提案に当たっては、施策を選定するための支援方法や会議運営において施策内容等の提案を引き出す方策について必ず述べること。

　　　　　　また、総合戦略・人口ビジョンを内包するにあたって、整理が図られるよう別途資料を作成すること。

②　後期基本計画の冊子・概要作成

計画書及び市民に分かりやすい概要版をとりまとめ、作成を支援すること。

③　パブリックコメントの実施支援

後期基本計画および一体的に策定に伴う計画等について、パブリックコメント実施のために必要な資料作成等の支援を行うこと。

（３）会議の運営にかかる支援

後期基本計画の策定に関しては、下記の検討体制を想定しており、会議への各種資料提示や運営支援等を通じて、適切に支援すること。

なお、業務の進行上、回数の増減が発生した場合は、本市と協議を行うものとする。

①　総合計画審議会の運営支援（３回想定）

本市が運営する総合計画審議会について、会議資料作成や運営にあたっての相談対応、会議録の作成等を実施すること。

②　総合計画策定委員会の運営（３回想定）

本市が運営する総合計画策定委員会について、会議資料作成や運営にあたっての相談対応、会議録の作成等を実施すること。

③　市民等会議の運営（１回想定）

市民の意見を収集する目的で市民等会議を開催し、ファシリテータとして主体的に運営を支援するほか、作業内容の指導助言、会議資料及び会議録の作成等を実施すること。

④　提案事業の調整・精査

各種会議やパブリックコメント、市・市民等からの個別の提案事業等について、事務局と緊密に連携したうえで調整・精査を行い、その結果をとりまとめること。

７．成果品

本業務における成果品は以下の通りとする。

（ア）業務報告書　１部及びデータ

（イ）後期基本計画（本冊・別冊）素案　１部（Ａ４版）及びデータ

（ウ）後期基本計画（概要）素案　１部及びデータ

（エ）各種調査結果・データ　１式（上記ア～ウの作成に要する調査及びその他調査等により取得・整理したデータ）

（オ）その他、本市が認めたもの。

また、成果品が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権を、当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡することとする。

８．策定に要する経費の取扱い

受託者は、本業務委託にあたり、必要となる消耗品、現地調査及び意見交換会等の開催に伴う経費について、準備・負担するものとする。

９．資料の貸与

事務局は、業務の遂行上必要な資料で、事務局が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務が完了したとき速やかに返却するものとする。

１０．連絡調整

受託者は、策定業務の遂行にあたっては事務局との打ち合わせの実施やメールの活用など、事務局と密に連絡調整を図らなければならない。

１１．契約金額の支払い

全ての業務完了後提出する報告書の内容を確認のうえ支払うものとする。

１２．受託者の遵守事項

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

（ア）受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

（イ）受託者は、業務について知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

１３．その他

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義があるときは、速やかに市と協議の上、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。また、本仕様書に記載のない項目については、市と協議を行うものとする。